自立のための福祉サービスの利用

福祉サービス事業所とんとん 相談支援専門員 西嶋 登代美

1. 相談支援専門員とは

相談支援専門員は、障がい者が自立した地域生活を営むためにニーズを把握し、サービス等利用計画を作成します。

利用者様と事業者間で、スムーズな利用開始ができるようにサポートを行うなど、総合的かつ効果的にサービス提供につながるように調整を図るのが相談支援専門員の仕事です。

そのため、相談支援専門員には、障がい特性や、障がい者の生活実態に関する知識と経験が求められます。

ケアマネジメントの大きな流れ

希望の確認・信頼関係の構築

障害者ケアマネジメントの体感

社会資源の改善・開発



V 社会資源活用 ★個別の課題から地域の課題へ

情報収集・ニーズ把握・検討

アセスメント ★どうすれば その人 ● らしい暮らしができる のか?



支援の確認・手立ての見直し



モニタリング (再アセスメント) ★本当に求めているものとは? 声をきく



支援計画作成 ///

★本人が選ぶ 本人が決める それを形にする お手伝いする ★一緒に考え -緒にやってみる



兵庫県 支援相談員初任者研修テキストより引用

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- 〇 サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な サービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 〇 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

・ビス等利用計

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

障害者の心身の状況 その置かれている環境 セスメン

日常生活の状況

・現に受けているサービス

サービス利用の意向

・支援する上で解決すべき課題

・その他

・生活に対する意向

・総合的な援助の方針

・解決すべき課題

・サービスの目的(長期・短期)

・その達成時期

サービスの種類・内容・量

・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健 医療サービス、その他の福祉 サービスや地域住民の自発的活 動なども計画に位置づけるよう努 める。

> 複数サービスに共通 の支援目標、複数 サービスの役割分担、 利用者の環境調整等、 総合的な支援計画を 作る。

サービス事業者

ビス事業者

置かれている環境 ・セスメン

日常生活の状況

利用者の希望する生活

·課題

・その他



別支援計

サービス等利用計画を受けて、自 らの障害福祉サービス事業所の中で の取組について具体的に掘り下げて 計画を作成するよう努める。

29

平成24年10月4日

厚生労働省 サービス管理責任者研修テキスト分野別講義

「アセスメントとサービス提供の基本姿勢」 <地域生活(身体)機能訓練)> 抜粋

2. 入学前の相談支援員の動き

H28.11月

大学入学後の支援のあり方を具体的に、大学,市の地域福祉課と話し合いがなされ、Nさんのご家族が、市役所の福祉総合窓口にサービス利用の申請をされた。 その後すぐには、担当する相談支援員が決定されなかったようだ。

相談支援員にとって初めてのケースだったからである。

相談支援員が決定する間に、市はNさんとその家族・特別支援学校より聴き取りをされ、障がい支援区分認定審査会に資料提出し、区分認定をされた。

- ・地域生活支援事業(居宅)受給者証はすでに持っておられ、 日中一時支援事業長期休業の間と移動支援事業を利用されていた。
- ・11月下旬 西嶋が担当することになる。
- ・Nさんの母に西嶋が担当することになった旨を連絡する。
 - 一次アセスメントをするための日程調整をする。

H28. 12

日中一時事業を利用している事業所に、食事とトイレ介助の様子を見せていただく。

食事

- ・弁当を固定 どこまで介助するか
- ・スプーンとはし 体の固定

トイレ

- 二人介助
- 不随運動がおこる

H28. 12

一時アセスメントをする。まとめる。 ⇒ 案をたて承認してもらう。

本人の願い・考え

大学生活は将来の社会生活に向けて経験・勉強であると考えている。 自分なりの生活ができるようになりたい。 将来は1人暮らしも考えている。 H28. 12. 20

居宅介護(通院介助(身体介護伴う)中心) 20時間 / 月

短期入所

14日 / 月

H29.1月

計画を出す

H29.1.12 (Nさん、市の職員、特別支援学校職員、大学職員、相談支援員)

- □ 大学の授業に参加
 - ・入学後の大学生活が円滑にできる為に、大学側のできる事、 地域サービスのできることを煮詰めていく。
 - Nさんの大学生活を守る。
- ●トイレ介助の配慮、留意点を知る。
 - ・特別支援学校の先生より、介助の仕方を学ぶ。
 - ・トイレの場所と授業教室との位置関係
 - 移動距離

●食事に関する事

1人でどの様に購入できるのか、周りの学生に頼めるのか、 周りの学生がどう対応してくれるのか、 1人で食べられることがどこまでできるのか、 どのような介助がいるのか

- ・食事 ・売店 ・弁当
- □ 自宅から駅までの距離と時間 誰が送るのか
- □ 電車の利用 駅員さんの動き (乗る車両)
- □ 駅から学校まで —バスの利用— 乗車位置 降車位置

『昼食』 おにぎりを購入 学生たちがフォローしてくれた。

本人の感想

「何とかなりました。ちょっとまだ自信はありませんが、 まあ大丈夫かなあ。がんばります。」

特別支援学校の先生

人に支援していただきやすい体の動きをしないと。 困ったときに周りの方にSOSを言葉で伝えないと。

市の支援への思い

絶対この学校で学ばせたい。Nさんの思いを大切にしたい。 あきらめない。なんとか考える。移動支援事業で行く。

相談支援員

今まで特別支援学校や福祉に守られてきた彼が同年齢の子どもたちと どう交流できるのか。傷つくこともあるだろう。覚悟はできているのか? 早く事業所見つけないと。不安がよぎる。

【移動支援事業(ガイドヘルプサービス)のサービス種類】

移動支援の具体的なサービス内容としては主に以下のようなサービス種類の支援があります。

個別支援型	・個別的支援が必要な障害のある方等(児童含む)に対するマンツ ーマンによる支援
グループ支 援型	・複数の障がいのある方等への同時支援 ・屋外でのグループワーク。同一目的地・同一イベント等への複数 人同時参加の際の支援
車両移送型	・福祉バス等車両の巡回による送迎支援 ・公共支援・駅・福祉センター等、障がいのある方等が利用する可能性が高い場所を 経路として運行にあたり、さまざまな行事の参加のための運行など、必要に応じて支援

【移動支援事業(ガイドヘルプサービス)の利用対象者は?】 障がいのある方等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた方。 ※利用対象者に関しては市町村が認めた場合に限ります。

【移動支援事業(ガイドヘルプサービス)の費用に関しては?】

原則的に移動支援事業 (ガイドヘルプサービス) に掛かった費用の1割を利用者が負担します。

利用時間帯等で料金が異なることもあります。月の利用料負担の上限額は世帯収入等によって各市町村で定められています。料金等に関しては、お住まいの市町村により若干異なることもありますので、料金の詳細に関しては、お住まいの市町村の担当部署までお尋ねください。

移動支援事業の概要

実施主体	
実施の形態	社会福祉法人等が登録
事業種別	・個別移動支援型
開始日	平成18年10月1日
目的	屋外で移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援を目的とする。ただし、施設行事等に利用することは不可である。
サービス提供 地域	原則日帰りができる区域
利用時間等	・曜日 ・祝日の可不可 ・利用時間 について、事業所が決定する。
対象者	身体障がい者手帳を所持する障がい者・児 療育手帳を所持する障がい者・児 精神障がい者保健福祉手帳を所持する障がい者・児 その他市長が特に認めたもの

障がい程度の別	・身体介護を伴う ・身体介護を伴わない
給付費	障がいの程度(区分)で異なる
利用者負担金	利用料の1割負担 ただし、1円未満の端数が出たときは切り捨てる。
利用者負担の 減免	市町村民税非課税世帯:1/2減額 生活保護:10/10減額
事業所の認定	・移動支援事業所認定申請書 ・事業計画書 により申請があった場合、審査のうえ決定し、通知する。
利用登録	・移動支援事業利用登録申請書 ・各障がい者手帳の添付 により申請があった場合、審査のうえ決定し、通知する。
利用手続き	利用登録決定の後、対象者が事業者に利用を依頼する。 (新規の場合、事業所は市に登録状況を確認する。)
利用者負担の 更新	毎年、6月に更新手続きをし、7月1日から適用する。
利用前の 周知内容	・サービス提供体制 ・送迎サービスの有無 ・苦情解決体制 ・事故があった場合の処理方法 ・利用に係る注意事項

事業所を探す(三田市内)

- ① 知人の子どもたちが行っている事業所へ連絡 (12月) 「支援できる余裕がない 一緒に探しましょう。」
- ② ①の相談支援員さんのイチ押しの事業所へ (1月) 「移動支援ですか。単価安いですよ。これはできません。 私はうちのヘルパーさんたちの生活を守らないといけないんです。 私にはその責任があるんです。」

- ③ 公的なところへ。社会福祉協議会へ。 (1月) 「あなたの市と契約をしないといけないね。書類がねえ。 だけど、がんばるんやね。Nさん。ぜひ応援したい。」
- ④ ①の相談支援員さんより2つの事業所を提案していただく (1月) 2ヵ所とも数日後、「ぜひ応援したい。できるだけ力になりたい。」 と返事をもらう。
- ⑤ 一週間を振り分ける (2月) 各事業所へ基本情報を送る。
- ⑥ 大学にて。3つの事業所が集まる。市から説明を受ける。(3月) Nさんには、4月からの授業の取り方・英語の授業の体験があった。 (ある事業所は自主的に確認を申し入れ、 ヘルパーさんたちが教室とトイレを見学した。)
- ※ Nさん 3月31日までは、日中一時を利用する。 特別支援学校より資料をいただく。

モニタリングについて

モニタリングには本来二つの意味があります。一つは、決められたサービスや支援内容が計画どおり提供されているかどうかを確認すること、もう一つは、本人の 状況の変化やニーズの変化がないか把握することで、両方併せて利用者の生活を見 守ることになります。

ケアマネジメントプロセスにおいてモニタリングは大変重要で、上記の二つの視点から、社会資源とのつながりや提供されたサービスにより、本人の生活の質の向上が実際に図られているかどうかをチェックする機会となります。モニタリングにおいて把握された支援上の課題によって、アセスメントの内容やニーズ、支援目標、社会資源とのつながり方や、調整のあり方といった計画自体を見直す必要が生じますから、これはケアマネジメント全体の評価機能を担っているといえますし、これによって再アセスメント・再計画というケアマネジメントサイクルが成立します。

モニタリング実施上のポイント

- □ 幅広く情報収集を行う
- □ 本人のニーズに合っていたか
- □ 生活の場での聴き取り
- □ 希望する暮らしの実現に向けたプロセスのなかでの現状把握
- □ 「次」の支援につなげる改善策や新たな目標設定を考える

3. 入学後の支援

- ・各事業所へ時間割を知らせ、昼食の前の教室を事前に理解しておく。2人介助
- 各事業所の持ち時間(上限管理)の提示と確認
- ・各事業所の連携をどの様に取るか
- ・本人の役割
- ・医療との連携
- ・送迎の際の駐車スペースの問題

4. 現在大学3年生 卒業後の姿をどう見通すのか

- =自分のことは自分なりに自分で決める=
 - ①Nさんらしい生活を本人はどう思い描いているのか(自立生活)
 - ②地域でふつうに生活できるにはどんな支援がいるのか(地域生活)
 - ③孤立せずみんなと共に生きてゆくには(社会参加)
 - ◎意思決定支援を行うにあたり情報提供をする。 いろんな体験も必要である。困ったことは、人に頼める力もいる。 大学で学んだ事を活かしていける様に支援したいものだ。